

「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協議会

「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定書

(前文)

私たちの住む中央アルプス山麓地域は、雄大な山並みや清らかな水の流れなどの大自然と、歴史的文化遺産に恵まれ「二つのアルプスが映えるまち」として、遠く海外にまで知られる駒ヶ根市を象徴する景観の中にあります。

開創 1150 年余を迎えた国の名勝天台宗別格本山「宝積山光前寺」の地に暮らす住民として、周辺の田園風景や家並とともに近年脚光を浴び始めた「水仙の里」の優れた景観の環境整備に努め、かけがえのないふる里を次の世代に引き継いで行く為にこの協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、光前寺周辺水仙の里地域における環境整備と景観育成に必要な事項について協定し、歴史と水仙の咲く里にふさわしい美しい里づくりを目的とします。

(景観育成住民協定地域)

第2条 この協定の対象となる地域（以下「協定地域」という。）は、別図に示す駒ヶ根市北割二区光前寺自治会及び女体自治会の一部地域（約 97ha）とします。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定地域内の土地所有者並びに建築物等の所有を目的とする地上権者及び賃借権者の3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結した者を「協定者」といいます。）

(協議会)

第4条 この協定の運営に関する事項を処理するため、「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の組織、運営等の必要な事項は別に規約で定めます。

(協定地域内における協定者の責務)

第5条 協定者は、次の事項について地域住民を中心として積極的に取り組みます。

- (1) 敷地内の空地、特に道路に面した部分には、できるだけ草花（水仙）・低木を植え緑化に努めます。
- (2) 自治会、農政組合等が実施する環境美化、資源の再利用、ゴミの分別収集などに積極的に取り組み環境美化に努めます。
- (3) 県道駒ヶ岳公園線（通称アクセス道路）から光前寺参道に向う、市道及び上穂光前寺線の沿線は、市の管理義務と共に、緑化並びに環境保全に努めます。
- (4) 上記(3)道路沿線の、水仙が植栽された水田の土手及び沿道植栽の草刈、剪定、並びに水路等の清掃を定期的実施します。
- (5) 協定地域内の道路、河川及び諸施設などの美化清掃を年2回実施します。
- (6) 農政組合等が長年実施してきた、水仙の球根植え付け作業を一緒に実施

します。

(まちづくり基準)

第6条 協定地域内における良好な環境の創出のために、地域内の基本的なまちづくりの方針や土地利用計画、その他良好なまちづくりに必要な基準(以下「まちづくり基準」という。)を定め、これに適合するように努めます。

2 協定締結時(以下「基準時」という。)に既にある建築物、工作物、屋外広告物で、まちづくり基準に適合していないものについては10年以内を目安に、改築時等において基準に近づけるよう努めるものとします。

(基準時と同規模の改築は可能とします。)

(協定地区内における行為の提出等)

第7条 協定地域内において、次に掲げる行為、又は手続き等をしようとするときは、それが具体化する前に協議会と協議するものとします。

- (1) 土地及び建築物等の権利の移転
- (2) 農振除外(農業振興地域除外申請)
- (3) 農地転用(農地から別地目に変更申請。(2)とセットで必要)
- (4) 基準時以降の土地利用の変更
- (5) 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更
- (6) 土地造成や、柵、塀、垣根(除く生垣)擁壁等の築造
- (7) 屋外広告物の設置
- (8) 自動販売機の設置

(但し、建築物及び擁壁等については、建築確認申請が必要な場合に限る。)

2 前項の協議を経た後、その行為の実施に当たり必要とされる各種法令に基づく申請、届出等の手続きをしようとするときは、その行為に着手又は手続きをする30日前までに、協議会に届け出るものとします。

3 第2項の届出をしようとする者は、別に定める額の手数料を協議会に納めるものとします。

4 その他、届出に係る必要な事項は別に定めます。

(審査会)

第8条 協議会は、前条の規定による協議又は届出について審査するため、審査会を設置します。

2 審査会の構成、運営等必要な事項は別に定めます。

3 協議会は、前条の規定による協議又は届出があった場合は、速やかに審査会を開催し、まちづくり基準に適合するかどうか審査し、適合することを確認した場合はその旨を、文書をもって申請者に回答するものとします。

4 協議会は、前項の場合において、まちづくり基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者と協議し、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとします。

5 協議会は、前項の場合において、当該届出に係る行為が、地域の環境に重

大な影響を及ぼすと認められる場合は、関係地域に届出内容を公開することができるものとし、

- 6 協議会は、必要に応じて前2項の申請者と協定書を締結することができるものとし、

(協定の効果)

第9条 協定地域内で権利の移転等をする場合は、譲受人に協定内容を引き継ぐものとし、

- 2 協定の施行日以降、新たに協定地域内に権利を取得した者に対しても、協力を求めるものとし、
- 3 協定者以外の協定地域内の土地所有者、及び建築物等の所有者並びに賃借権者等に対しても、この協定内容について協力を求めるものとし、

(協定の有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に協定者の過半数から協定廃止の申し出がなかった場合は、更に同期間延長されるものとし、以降同様とし、

(協定の改定及び廃止)

第11条 この協定書の内容及びまちづくり基準を変更しようとする場合は、第3条と同様、協定者の3分の2以上の合意を必要とするものとし、

- 2 協定地域に隣接する協定地域以外の土地の権利者が、新たにこれに参加しようとするときは、参加者が協議会に合意の意思表示を書面で行い、協議会がこれを認めた場合は、協定地域に編入できるものとし、
- 3 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を必要とするものとし、

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附則

- 1 この協定は、平成25年2月19日から効力を発するものとし、

平成25年2月19日

協定締結代表者

「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定協議会

会 長 小平 勝美